



第 218 号

発行所 大阪府危険物品協会連合会
 発行人 田 宮 呉 策
 大阪市西区西長堀北通1丁目
 四つ橋ビル8階
 TEL (531) 9717.5910
 定価 1部 20円

大阪府、初の丙種取扱者試験、91%の好成績

乙種第4類は受験申請者 5590名、合格率 48.6%

大阪府では2月13日 近畿大学で、第1回目の丙種取扱者試験と、本年度第3回目の乙種取扱者試験を実施したが受験申請者が9,500名をこえる盛況で合格率は丙種が91%と好成績をあげた。

<乙種第4類>

申請者	欠席者	実受験者	合格者	合格率
5,590	438	5,152	2,503	48.58%

<丙種>

申請者	欠席者	実受験者	合格者	合格率
3,956	181	3,775	3,447	91.31%

試験は乙種が午前、丙種が午後と分かれて行われたが、さしもの近畿大学も受験者でうづまり、なかには午前、午後の両方を受験する慎重組もあ

ったようだ。

欠席者は例年より少く、乙種で7.9%、丙種はわずか4.6%であった。

なお他府県で行われた第1回目の丙種試験結果と、昭和45年度における主要府県の、甲種と乙種第4類の成績は次のようである。

主要並に近畿都道府県取扱者試験結果

都道府県別	<甲種>		<乙種4類>	
	受験者数	合格率	受験者数	合格率
全 国	8,303	50.7%	224,103	44.4%
北 海 道	195	39	12,980	34.5
埼 玉	306	65.3	6,819	34.8
千 葉	455	78.5	8,224	63.8
東 京	1,347	57.7	22,040	55.0
神 奈 川	1,175	43.3	15,185	45.7
愛 知	385	41.8	18,482	38.9
三 重	147	67.3	4,286	37.5
滋 賀	61	42.6	2,780	40.0
京 都	192	67.2	4,170	47.9
大 阪	650	48.5	14,487	45.1
兵 庫	515	39	11,445	48
奈 良	33	0.9	955	53.1
和 歌 山	67	55.2	1,006	52.9
広 島	173	45.7	5,353	43.7
山 口	373	41.0	5,760	40.0
福 岡	206	38.4	8,919	46.8

丙種の試験結果

府 県 名	実施年月	実受験者数	合格者数	合格率
埼 玉	46.10	1,252	672	53.7%
茨 城	46.11	446	404	90.6%
秋 田	46.10	324	246	75.9%
佐 賀	46.11	291	233	80.0%
山 梨	46.11	253	225	88.9%
三 重	46.11	733	679	92.6%
愛 知	46.11	3,007	2,363	78.6%

昭和45年度の 全国火災統計

消防白書から

出火原因別火災

昭和45年における出火原因別の出火件数は、第1表のとおりである。

すなわち、昭和45年の火災件数6万3,905件のうち、失火によるものは5万2,528件(82.2%)で、火災の大半は火気取扱いの不注意や不仕末からの失火によって発生している。

第1表 昭和45年出火原因別出火件数

区 分	出 火 件 数	割 合
失 火	52,528件	82.2%
放水、放火の疑い	3,405	5.3
自然発火、再燃	1,426	2.2
天 災 地 変	231	0.4
不 明	6,315	9.9
計	63,905	100.0

1. トップは「たばこ」

出火原因別の出火件数および損害額をみると、たばこによるものが8,833件と全火災件数の13.8%(前年13.2%)を占め、例年どおり首位となっている。次いで、たき火の6,156件で9.6%(前年8.0%)火あそびの5,923件で9.3%(前年9.1%)こんろの3,535件で5.5%、風呂かまどの2,723件で4.3%の順となっている。これらは、いずれも例年火災原因別出火件数の上位を占めている。

たばこによる火災は、わが国では最も多いが、アメリカ、カナダ、イギリス、フランスなどの諸国においても上位を占めている。

したがって、たばこは人間生活のうち最も火災を起し易いものといえる。

昭和45年度中に、全国で3,181万人のたばこ喫煙者が2,227億本のたばこを喫煙している。これは、国民3人に1人の割合で喫煙者がおり、喫煙者1人当り年間7,000本1日にして約20本のたばこを吸っていることになる。

喫煙中のたばこの温度は約700度に達するのであるから

喫煙者の不注意によって高温の火源が住宅、事務所、工場などの建物や山林、自動車の中などに毎日多量に散在することになり、多くの火災をひき起す結果となっている。

たばこによる出火件数を火災種別にみると、建物火災が最も多く3,850件(43.6%)となっており、次いで林野火災1,739件(19.7%)となっている。また、たばこによる火災を経過別にみると、投捨てによるものが最も多く、5,412件(たばこによる火災の61.3%)となっており、たばこ火災の特徴を示している。屋内での床上への投捨て、列車バスなどの乗物の窓からの投捨て、山林の中での枯草への投捨てなど、しばしば見受けられるが、火災の危険性を思えば寒心にたえない。次いで火のついたたばこを気づかず落下したものの1,062件(たばこ火災の12%)消し忘れによるもの796件(たばこ火災の9%)の順となっている。

このように、たばこによる火災はいつでも喫煙者の不注意、不仕末によって起きているものであり、今後たばこの販売量の増加に伴ってますます出火件数が増加することが考えられるので、喫煙者の防火に対する再認識が強く望まれる。

たばこに関連してマッチ、ライターによる火災の損害状況についてみると、昭和45年において2,342件の火災が発生し、建物5万㎡、林野14万アールを焼失して20億円の損害額をだしている。

出火件数は前年に比べて16%増加しているが、損害額はほぼ同額となっている。主な経過別出火件数をみると、マッチを使用した火あそび、および放火(疑放火を含む)によるものを除けばマッチの投捨てが894件で最も多く、次いで、ガスなどへの引火299件、マッチの火の落下158件の順となっている。

消したと思って投げ捨てたマッチの火が実は消えておらず、可燃物に着火したり、漏油に引火する例はよく見受けられる。マッチの燃えかすの処理には十分な注意が必要である。

2. 1割はたき火、火あそび

たき火による火災の損害状況についてみると、6,156件(全体の9.6%)の火災が発生し、20億円の損害額である。前年に比べ出火件数では1,620件(35.7%)損害額では6億円増加している。

たき火による出火の主な経過別出火件数をみると、たき火の延焼拡大によるものが4,529件で最も多く、次にたき火の火の粉の飛火によるものに1,475件となっている。たき火による火災の33.8%は林野において発生しており、ハイカーや林業労務者、工事場作業員等のたき火により火災となった例が多い。

3. 石油ストーブの火災が目立つ

ストーブによる火災の損害状況をみると、2,541 件の火災が発生し、49億円の損害額をだしている。前年に比べて件数では227件 (9.8%) 増加しているが、損害額では7億円減少している。

ストーブによる火災のうちでは、石油ストーブによる火災が最も多く、1,703件で、全体の67%を占めている。これは、近年暖房器具として石油ストーブが著しく普及し、一般家庭や事業所など広く使用されるようになったことに起因している。昭和45年においては、石油ストーブの普及率は79.1%で、前年に比べて14.8%の上昇率を示しており、また灯油の販売量は1,584万klと前年(1,198万kl)に32.2%増加している。これに対して出火件数は前年に比べて16%の増加を示している。今後石油ストーブの使用数はさらに伸びることが考えられるが、その取扱い上の注意についての一層周知徹底を図る必要がある。

2件減少している。

またこれらの火災に伴う死傷者の数は、死者9人(一般取扱所7、製造所1、屋内貯蔵所1) 負傷者10人で、死者は前年より1人減少し、負傷者は前年の198人に比べて大幅に減少した。

損害額は12億8,000万円で、前年の2億7,000万円に比べて大幅に増加している。これは、昭和石油川崎製油所の大規模な火災のほか、石油化学工場等の火災があったためである。

昭和41年以降の危険物施設の火災件数、損害額および死傷者数の推移は次表に示すとおりである。

危険物施設火災件数および損害の推移

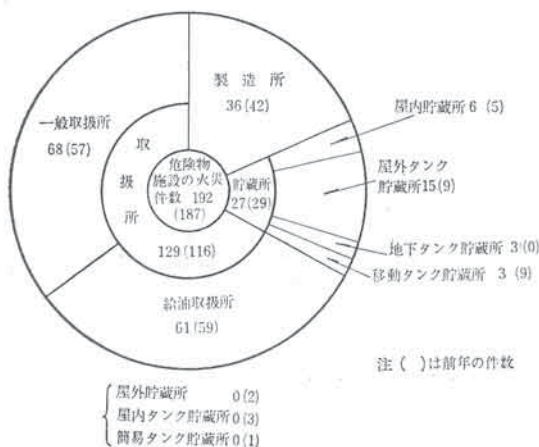
年 次	火災件数	損 害 額	死 者	負 傷 者
昭和41年	122	3.6(億円)	4(人)	104(人)
昭和42年	143	1.8	9	124
昭和43年	148	3.2	10	122
昭和44年	187	2.7	10	198
昭和45年	192	12.8	9	110

危険物施設の火災

1. 火災件数および損害

昭和45年中における危険物施設の火災は192件で、前年より5件増加している。その内訳を危険物施設の許可区分ごとに分類してみると、次の図のとおりである。

昭和45年危険物施設の火災発生状況



これによると、取扱所129件、製造所27件となっており前年に比べ取扱所が13件増加し、製造所が6件、貯蔵所が

2. 火災に関係した危険物

施設の火災は、施設の性格上、危険物に起因するものが大部分であり、昭和45年に発生したものについて消防法別表の分類にしたがって区分してみると次のとおりである。

第4類……152件 第5類……5件 第3類……3件
第1類……2件 第6類……2件 第2類……1件

なお危険物以外のものが原因となった火災は、27件である。第4類の危険物に起因するものが大部分を占めているのは例年と同様である。

第4類の危険物による件数をその種類ごとに区分してみると、第1石油類(ガソリン、トルオール、ナフサ等)78件第2石油類(灯油、軽油、キシロール等)24件、第3石油類(重油、焼入油、潤滑油等)35件となっており、これらの石油類で火災の71%が占められている。

3. 危険物取扱主任者の保安監督状況

危険物施設には、保安に関する監督者として、法令で定められた資格を有する危険物取扱主任者を置き、危険物の取扱作業はこの危険物取扱者の立会の下で行なうべきこととされている。昭和45年中の危険物施設の火災の状況を見ると、火災件数192件のうち、危険物取扱主任者の立会が行なわれていなかったものは91件(47%)で、前年の火災

総件数 187 件に対する85件 (45%) に比べて件数、比率ともに増加している。

4. 危険物施設火災の延焼状況

危険物施設の火災 192 件のうち、火災が火元の施設にとどまったものは 178 件、他の建築物等へ延焼したものは 11 件、他からの火災により類焼したものは 3 件となっている。このように、危険物施設の火災のほとんどが出火した施設にとどまり、他へ延焼したり、他から類焼したものは極めて少ない。

5. 無許可施設の火災

危険物施設の火災のほか、無許可施設の火災は 26 件あり前年の 29 件より 3 件減少している。損害額は約 9,700 万円で前年の 3 億 7,000 万円より大幅に減少している。

また、無許可施設のうち、4 件 (15.4%) が他へ延焼しており、この率は危険物施設の他への延焼率 (5.7%) に比べて高くなっている。

無許可施設の火災に伴う死者は 9 人、負傷者は 41 人で、火災 1 件に対する死者および負傷者の割合は、それぞれ 0.35 人、1.6 人となっている。これは、危険物施設の火災 1 件に対する死者 0.05 人および負傷者 0.57 人の割合に比べて非常に高くなっている。

6. 容器運搬中の火災

危険物を容器に入れて運搬中に、運搬方法や積載方法の不良によって容器が破損し、火災になったものは 4 件である。なお危険物施設火災のうち移動タンク貯蔵所 (タンクローリー) の火災は 3 件であるが、移送中に火災になったものは 1 件である。

乙種危険物取扱者
模擬問題

1. 基礎物理、化学

例 1 空気、二酸化炭素、酸素及び水素の比重について、次のうち正しいものはどれか。

気体の比重
小 ← → 大

- (1) 空気、水素、酸素、二酸化炭素
- (2) 水素、空気、酸素、二酸化炭素
- (3) 二酸化炭素、酸素、空気、水素
- (4) 水素、酸素、空気、二酸化炭素
- (5) 酸素、水素、二酸化炭素、空気

例 2 物質の状態変化について、正しいものはどれか。

- (1) 固体—気体……蒸発
- (2) 固体—液体……風解
- (3) 液体—気体……昇華
- (4) 液体—固体……凝固
- (5) 気体—固体……溶解

例 3 次のうち正しいものはどれか。

- (1) ガソリンの膨脹率は、空気より大きい。
- (2) 水の比熱はガソリンより小さい。
- (3) コルクの熱伝導率は鉄より大きい。
- (4) 対流は熱のため比重が小さくなったときのみおこる。
- (5) 液体が凝固するときは、融解熱に等しい熱を放出する。

例 4 次のうち物理変化はどれか。

- (1) 鉄を空气中に放置すると赤さびができた。

消防ポンプから家庭用消火器まで!

消防機器の総合メーカー



保険付
家庭用万能消火器ビーナス

信頼のマーク



- 梯子消防車
- 消防ポンプ車
- 保険付消火器
- クレーン車

森田ポンプ株式会社

本社 大阪市生野区腹見町 2 の 3 3
TEL (751) 1 3 5 1
営業所 東京・大阪・仙台・名古屋・福岡
富山・北海道

- (2) ベンゾールを冷却したら凝固した。
 (3) キシロールが燃えて黒煙が上った。
 (4) 炭酸水素ナトリウムを加熱したら二酸化炭素が発生した。
 (5) 金属ナトリウムに水をかけたら水素が発生した。

例5 次の記述のうち誤っているものはどれか。

- (1) 一酸化炭素は酸化されて二酸化炭素になる。
 (2) 酸と塩基を反応させると中和する。
 (3) PH値が7より大きい水溶液を酸性という。
 (4) アルコール類に含まれる原子因は水酸基である。
 (5) 氷さく酸、ぎ酸は有機化合物である。

例6 次のうちで熱の発生を伴わないものはどれか。

- (1) 水蒸気が水になる。
 (2) 水が氷になる。
 (3) ドライアイスが二酸化炭素になる。
 (4) 鉄棒をせんばんでけずる。
 (5) 炭素が空气中で酸化される。

例7 20°Cのエタノール100gに1,200カロリーの熱量をあたえたら、エタノールの温度は何度になるか。

ただしエタノールの比熱は0.6とする。

- (1) 100°C (2) 20°C (3) 30°C
 (4) 40°C (5) 50°C

例8 次の記述のうち気化熱に関係のあるものはどれか。

- (1) 石油タンクが銀白色に塗装されている。
 (2) ストープから離れていても暖かい。
 (3) エーテルを皮膚にぬると冷たく感じる。
 (4) 風呂の湯は底部より上部のほうが熱い。
 (5) 火ばしで炭火をつかんでいて熱くなる。

例9 PH=6の水溶液の性質として、次のうち正しいものはどれか。

- (1) 弱い酸性である。
 (2) 弱いアルカリ性である。
 (3) 強い酸性である。
 (4) 強いアルカリ性である。
 (5) 中性である。

例10 $C(\text{無定形}) + O_2(\text{気}) = CO_2(\text{気}) + 97.8 \text{ kcal}$

ただし原子量C=12, O=16

この熱化学方程式から考えて、次の文中□の誤っているものはどれか。

炭素 A. 12g が完全燃焼するためには、B. 標準状態 において、C. 22.4ℓ の酸素を必要とし、その結果 D. 44.8ℓ の炭酸ガスが生成し、E. 97.8kcal の熱が発生する。

- (1) A (2) B (3) C (4) D (5) E

例11 引火点の説明として、次のうち正しいものはどれか。

- (1) 可燃性液体を空气中で加熱した場合、熱が蓄積されて他から点火されなくても、自ら発火する最低温度をいう。
 (2) 発火点と同じ意味であるが、固体のときは発火点といい、液体や気体のときは引火点という。
 (3) 可燃性液体の蒸気が、爆発限界の下限を示すときの液体の温度をいう。
 (4) 可燃性液体が、燃焼を継続しているときの液体の温度をいう。
 (5) 可燃性液体が、常圧のもので気化するときの液体の温度をいう。

例12 可燃性液体や気体の危険に関する記述で、次のうち誤っているものはどれか。

- (1) 爆発限界の範囲の広いものほど危険性は大きい。
 (2) 爆発限界の上限濃度以上では引火爆発は起らない。
 (3) 液体表面で空気と接触しながら、液体そのものが燃焼する。
 (4) 液体から気化した蒸気が空気と混合して燃焼する。
 (5) 液体の温度は高いほど燃焼しやすい。

例13 アクロレインの爆発限界を3%~30%とすると、次の記述のうち誤っているものはどれか。

- (1) アクロレインの蒸気3ℓと空気97ℓの混合気は燃焼する。
 (2) アクロレインの蒸気70ℓと空気30ℓの混合気は燃焼しない。
 (3) アクロレインの蒸気30ℓと空気70ℓの混合気は燃焼する。
 (4) アクロレインの蒸気20ℓと空気80ℓの混合気は燃焼しない。
 (5) アクロレインの蒸気97ℓを空気3ℓの混合気は燃焼しない。

例14 静電気災害防止対策として、正しいものはどれか。

- (1) 油などの流速をできるだけ大きくしてやる。
 (2) パイプ、容器等是不導体のものを使用するとよい。
 (3) 温度を下げて乾燥した状態を作ってやる。
 (4) アースをする場合は、さび止め、塗料をぬって、その上からアース線をとると一層効果があがる。
 (5) 湿度を上げてやる。

例15 消火器とその主な薬剤の関係で誤っているものはどれか。

- (1) 泡消火器—濃硫酸と炭酸水素ナトリウム
 (2) ABC粉末消火器—リン酸二水素アンモニウム
 (3) 強化液消火器—炭酸カリウムの水溶液
 (4) 酸アルカリ消火器—炭酸水素ナトリウムと濃硫酸
 (5) 粉末消火器—炭酸水素ナトリウム

消防法施行令の 一部改正について

大阪市消防局 田中隆夫

屋内において発生した火災の、他への着火並びに延焼防止をはかるための対策としては、建築基準法令では内装制限と称し、建築物の屋内に面する部分の壁、天井に使用する材料を防火材料（不燃、準不燃、難燃材料）で構成するよう規制が設けられており、さらにその部分において使用されるカーテン、ブラインド、どん帳、暗幕といった通常、垂れ下がっているこれらの物品については、出火時、容易に着火し、延焼の媒体となりますので、ご承知のとおり消防法令ではこれに防災処理を施して、着火の防止をはかる規制を行なってきております。今回この防災規制について防災防火対象物（防災規制は、別に指定する防火対象物において使用される物品について行われます。）の追加、ならびに防災物品（カーテン、ブラインド、どん帳、暗幕等）の追加を主なものとして、消火設備、警報設備に関する基準の一部強化の改正（昭和47年1月21日 政令第5号）が行われましたので、その概要をお知らせすることとします。

第一 防災に関する事項

1 防災防火対象物の拡大

さきにも述べましたように、防災規制の対象となる防火対象物（防災防火対象物）として、新たにトルコ浴場、サウナ浴場等の特殊浴場が加えられました。すなわち、従来防災防火対象物は消防法第8条の三（以下、法という）ならびに消防法施行令第4条の三（以下、令という）で指定され、高層建築物（高さが31メートルをこえる建築物）、地下街のほか、令別表第一（一）項（興行場等）、（二）項（キャバレー、遊技場等）、（三）項（料理屋、飲食店等）、（四）項（百貨店、マーケット、物品販売店舗等）、（五）項イ（旅館、ホテル等）、（六）項（病院、診療所、その他各種施設、幼稚園等）、（七）項ロ（映画、テレビスタジオ）の防火対象物と、工事中の建築物、その他の工作物（消防法施行規則第4条の三で指定）となっておりましたが、今回の改正で、これらのもののほかに、（九）項イ（公衆浴場のうち、トルコ浴場サウナ浴場その他これらに類するもの）の防火対象物が加えられました。（令第4条の三第1項の一部改正）

2 防災物品の拡大

さきにも述べましたように、防災性能を有しなればならない物品は法第8条の三、ならびに令第4条の三で指定されておりますが、これらのものに新たに物品を追加して改正が行なわれ、防災物品はカーテン、布製のブラインド、暗幕、展示用合板又は繊維板（植物繊維を主原料としたものに限る。）、どん帳、その他舞台において使用する幕及び舞台において使用する大道具用の合板又は繊維板並びに工事用シートということになりました。このうち——線の物品が新たに加えられたものであります。（令第4条の三第3項の1部改正）

3 防災性能基準の整備

2の改正に伴い防災性能基準が整備されました。すなわち、防災性能の各々についての基準は令第4条の三第4項並びに規則第4条の三第2、第3、第4項で定められておりますが、これらのうち令第4条の三第4項の物品の残炎時間（着火後バーナーをとり去ってから炎をあげて燃える状態がやむまでの経過時間）5秒を10秒に、物品の残じん時間（着火後バーナーをとり去ってから炎をあげずに燃える状態がやむまでの経過時間）20秒を30秒に、物品の炭化面積（残炎時間又は残じん時間内において炭化する面積）40平方センチメートルを50平方センチメートルに改められたほか、物品の炭化長（残炎時間又は残じん時間内において炭化する長さ）の最大値は20センチメートルとするが加えられました。もちろんこれに関しての規則の方の改正も近くなることとなります。

第二 消火設備に関する事項

消火設備とは水その他の消火剤を使用して消火を行なう機械器具又は設備であって、その種類は令第7条第2項に掲げられてありますように、消火器及び簡易消火用具（水バケツ、水槽、乾燥砂）、屋内消火栓、スプリンクラー、水噴霧、泡、不燃性ガス、蒸発性液体、粉末、屋外消火栓、動力消防ポンプの各設備であります。今回の改正で、これらのうち簡易消火用具に膨張する石又は膨張真珠岩が加えられました。これらはアルキルアルミニウム、金属ナトリウム、金属カリウム等の火災に使用する消火剤であることはご承知のことと思います。

1 スプリンクラー設備

令第12条はスプリンクラー設備を設置しなければならない防火対象物とスプリンクラー設備の設置についての技術基準が定められてありますが、今回の改正で新たに、ラック式倉庫についてもスプリンクラーを設置しなければならないこととなりました。すなわち、最近、各地に建設されるラック式倉庫については、かねがね何らかの消火設備が必要であるといわれてきておったのでありますが、一応ス

プリンクラー設備を設置させるものとされたのでありまして、令別表第一(四)項(倉庫)に掲げる防火対象物のうち、天井の高さが10メートルをこえ、かつ延べ面積が700平方メートル以上のラック式倉庫(棚又はこれに類するものを設け、昇降機により収納物の搬送を行なう装置を備えた倉庫をいう。)の場合は、スプリンクラー設備を必要とするというものであります。なお、このほかスプリンクラーヘッドのとりつけ基準等、1部の改正が行われておりますが省略することとします。(令第12条第1項及び第2項の1部改正)

第三 警報設備に関する事項

警報設備とは、火災の発生を報知する機械器具又は設備であって、その種類は令第7条第3項に掲げられておりますように、自動火災報知設備、漏電火災警報器(従来、電気火災警報器というおりましたが、今回改称されました)、消防機関へ通報する火災報知設備、警鐘、携帯用拡声器、手動式サイレン(以上、非常警報器具)、非常ベル、自動式サイレン、放送設備(以上、非常警報設備)のそれぞれであります。

1 自動火災報知設備

自動火災報知設備(俗に感知器といっております)を設置しなければならない防火対象物は、令第21条第1項各号に列記されているものであります。さきの防災防火対象物に加えられましたトルコ、サウナの特設浴場については延べ面積が200平方メートル以上となる場合は、自動火災報知設備を設置しなければならないものとされました。

(令第21条第1項第1号の二の追加)

2 非常警報設備

非常警報器具及び非常警報設備は、それぞれの防火対象物における収容人員によって区分され設置するよう令第24条第1項、第2項において規制されておりますが、今回の改正で、トルコ浴場、サウナ浴場等の特設浴場(四)項イが新たに加えられ、(四)項イ(旅館、ホテル、宿泊所) (四)項イ(病院、診療所、助産所)とともに、これらの対象物においては収容人員が20人以上で非常警報設備を設けなければならないとされました。

第四 消火活動上必要な施設に関する事項

消火活動上必要な施設とは、高層、大規模な防火対象物又は特殊用途に供する対象物及びその部分における消防隊の消火活動を容易にするための施設として設置してもらうものであって、令第7条第6項に排煙設備、連結送水管及び非常コンセントとあります。このたびの改正で、これに連結散水設備が加えられました。すなわち、令第28条の二の規定が新設され、この連結散水設備(送水口と配管と散

水ヘッドから構成されていて、水源及び加圧送水装置をもたないもの)は、令別表第一に掲げる防火対象物で地階の床面積の合計が700平方メートル以上のものに設置するものとされましたので、それぞれ防火対象物で地階の部分の床面積の合計(各階の床面積を合計する)が700平方メートル以上となりますと、その地階の各部分には散水ヘッドを設置しなければならないこととなります。なお、散水ヘッドの型式、性能、とりつけの基準等は近く省令(規則)で示されることとなります。

第五 令別表第一に関する事項

令別表第一というものは、各防火対象物をそれぞれの用途ごとに分類して、一の防火対象物を()項対象物と呼称して、消防法令の適用の対象としております。ちなみに劇場等は令別表第一(一)項イの防火対象物であって、さきの消防用設備等の設置については、各消防用設備に関する基準の各条項に示す基準によって設置しなければならないということとしております。

今回の改正では(四)項対象物は、百貨店、マーケットであります。これにその他の物品販売業を営む店舗又は展示場が加えられました。これらのものは従前は(四)項対象物として、とり扱われておりましたが、(四)項ということになります。一段と、規制の内容がきびしくなるわけです。また、(七)項対象物のなかには、高等専門学校、その他これらに類するものが加えられました。その他これらに類するものとしては、例えば消防学校、警察学校、〇〇料理専門学校といったものが含まれることとなります。(四)項対象物は現在、公衆浴場ということになっておりますが、これを(四)項イとして、公衆浴場のうち、トルコ浴場、サウナ浴場、その他これらに類するものと、(四)項ロを、イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場その他これらに類するものというように区分して指定されました。

第六 令別表第四に関する事項

令別表第四は消火器具と対象物の区別表であります。つまり、それぞれの消火器具の適応防火対象物を表としてまとめたもので、別掲のように改正されております。(紙面の都合で次号に掲載)

第七 施行期日等

以上、今回の改正政令は原則として昭和48年1月1日から実施されることになっておりますが、第一に関する改正事項については昭和50年1月1日から、第二(前文に記述したものを除く)、第三、第四、第五に関する改正事項は昭和48年1月1日から施行されることになっており、その他の事項については現に施行(1月21日)されております。

(予防課、消防設備係長)

液化石油ガス灯油販売店査察実施 (茨木市)

液化石油ガス販売店及び灯油販売店を対象として、燃料消費が増加する冬期の販売貯蔵または取扱いの状況について検査をし、危険物及び液化石油ガスによる火災の防止に実効を上げるため、大阪府商工部計量安全課ガス指導係と合同で、1月18日より2月10日までの間実施したものであり、結果は次のとおりであったが、本年は特に暖冬異変で灯油の動きが悪く、各業者とも貯蔵量は少なく、例年の寒さであればこれぐらいの違反でとどまらなかったのではないかと思われたが、違反でめだったのは貯蔵取扱いの技術上の基準が守られていなかったり、消火器の維持管理の悪さである。

灯油販売施設立入検査数	40件
指定数量以上を無許可で貯蔵していたもの	1件
1/2以上指定数量未満 (小量危険物) を無届で貯蔵していたもの	7件
許可届出数量以上を貯蔵していたもの	3件
貯蔵取扱いの基準に不適合なもの (含小量危険物)	11件
貯蔵庫が基準に不適合なもの (小量危険物施設)	1件
貯蔵庫の設置を指示したもの	5件
消火器の維持管理の悪かったもの	13件
標示板及び掲示板の掲示がなされていなかったもの	6件
車両に標示板および消火器の設置がなかったもの	2件
小量危険物で消火器の設置を指導したもの	10件
卸売業者に許可届出以上の数量を販売しないよう指示したもの	3件

消防協会歳末防火巡行宣伝 (池田市)

池田市消防協会役員20名がたすきがけで、昭和46年12月25日 (土) 午後1時0分より、商店街及び住家の密集地に重点を置き、市内全域をマイクロバス並びに広報車にて市民に対し、火事の恐ろしさを知らせると共に、火災予防に注意するよう呼びかけた。

ひっぱりだこの女性消防士 (河内長野市)

昨年9月末、消防学校を卒業その後第一線の任務についている河内長野市消防本部の、久池井、小谷の両女性消防士は、幼稚園、学校等の立入検査や、避難訓練の指導は勿論、婦人会組織を通じての家庭防火に大いに活躍している。

同消防本部では女性消防士が任務についてからは、各事業所から女性消防士による立入検査や、防火訓練の指導を要望してきたり、幼稚園、小学校の消防署見学が急に増えたと嬉しい悲鳴をあげている。

春の火災予防運動

2月29日～3月13日

春の火災予防運動が、今年も乾燥期を迎えた2月29日から3月13日まで、全国一せいに行われる。とくに前半は車両防火に重点がおかれる。

期間を通じて、各市では多彩な行事を開催し、関係者や一般市民に呼びかけるほか、危険物移送の火災予防をはかるため、大阪府では消防本部協力のもと、3月1日には陸上で危険物移送車両の検査を、また7日は海上で危険物運送船舶の一せい検査を実施した。

〔模擬問題の解答〕

- 1 → (2) 2 → (4) 3 → (5) 4 → (2) 5 → (3)
- 6 → (3) 7 → (4) 8 → (3) 9 → (1) 10 → (4)
- 11 → (3) 12 → (3) 13 → (4) 14 → (5) 15 → (1)

あらゆる消防設備・設計・施工

非常扉の自動開錠装置
 防火扉・危険物貯蔵所等の自動閉鎖装置 } YMオートアンロック
 泡・ガス・エアホーム消火装置

YM式オートアンロック西日本総括
 齊田式救助袋 近畿地区
 日本ドライケミカル (株)
 ヤマト消火器 (株) } 代理店

株式会社
三和商会
 TEL 06 (443) 2 4 5 6